(株)東京環境測定センターニュース

(No. 189)

昨年 12 月 25 日付で「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件の適用について」各都道府県労働局長宛通達が出されています。

内容は、「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件」(平成27年厚生労働省告示第481号)が平成27年12月25日に公示され、改正後の「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」(平成18年厚生労働省告示第25号。以下「告示」という。) 平成28年1月1日から適用されることとなったことから、これに係る労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第95条の6の規定に基づく報告(以下「有害物ばく露作業報告」という。)について、適切に実施することの周知です。

実際の報告については、前述の労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 95 条の 6 に規定されている通りであり、要旨は以下の 2 点です。

1 有害物ばく露作業報告の対象となる物(告示第1条関係)

改正に伴い、以下の表の中欄に掲げる物(以下「対象物」という。)及び対象物を含有する製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。)を有害物ばく露作業報告の対象とすること。

本改正において、コード 169 から 194 までが削除、215 から 232 までが追加となっている。

なお、「炭化けい素(ウィスカー及び繊維状のものに限る。)」の「ウィスカー」とは、幅(直径)が数 μ m 程度以下の細長い針状の単結晶をいい、「繊維状」とは、概ね長さが 5μ m 超、幅が 3μ m 未満、長さが幅の 3 倍を超える繊維をいうこと。

2 報告の期間等(告示第2条関係)

事業者は、平成28年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量が500キログラム以上になったときは、平成29年1月1日から同年3月31日までの間に、所轄労働基準監督署長に有害物ばく露作業報告を行わなければならないこと。

表(改正後)

コード	対象物	含有量 (重量パーセント)
百九十五	イソシアル酸メチル	○・一パーセント未満
百九十六	イソホロン	○・一パーセント未満

百九十七	ニーイミダゾリジンチオン	○・一パーセント未満
百九十八	オクタン(ノルマルーオクタンに限る。)	ーパーセント未満
百九十九	クロロピクリン	一パーセント未満
二百	ジチオりん酸 O・O – ジエチル – S – (ニ – エチルチオエチル) (別名 ジスルホトン)	○・一パーセント未満
二百一	しよう脳	○・一パーセント未満
二百二	チオ尿素	○・一パーセント未満
二百三	チオりん酸 O・O - ジメチル - O - (三 - メチル - 四 - ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン)	ーパーセント未満
二百四	デカボラン	一パーセント未満
二百五	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名 チウラム)	○・一パーセント未満
二百六	ーーナフチルーNーメチルカルバメート(別名カルバリル)	ーパーセント未満
二百七	ニトリロ三酢酸	○・一パーセント未満
二百八	N-[(N-ノルマルーブチルカルバモイル)H-ニーベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	〇・一 パーセント未満
二百九	フェノチアジン	○・一パーセント未満
二百十	ブロモジクロロメタン	○・一パーセント未満
二百十一	ーーブロモプロパン	○・一パーセント未満
二百十二	ペンタボラン	ーパーセント未満
二百十三	ほう酸ナトリウム(四ホウ酸ニナトリウム十水和物に限る。)	○・一パーセント未満
二百十四	メチルヒドラジン	○・一パーセント未満
二百十五	アセトンシアノヒドリン	ーパーセント未満
二百十六	ーーアリルオキシーニ・三ーエポキシプロパン	○・一パーセント未満

二百十七	エチリデンノルボルネン	○・一パーセント未満
二百十八	四 -クロロ-オルト-フェニレンジアミン	○・一パーセント未満
二百十九	ニークロロニトロベンゼン	○・一パーセント未満
二百二十	ニー(ジエチルアミノ)エタノール	ーパーセント未満
二百二十一	二・四 - ジクロロフェノキシ酢 酸	○・一パーセント未満
二百二十二	二・六 - ジーターシャリーブチルー四 - クレゾール	○・一パーセント未満
二百二十三	ジチオりん酸 O・O – ジメチル – S – ー・二 – ビス (エトキシカルボニル) エチル (別名 マラチオン)	○・一パーセント未満
二百二十四	炭化けい素(ウィスカー及び繊維状のものに限る。)	○・一パーセント未満
二百二十五	チオりん酸 O・O - ジエチル - O - (ニーイソプロピル - 六 - メチル - 四 - ピリミジニル) (別名 ダイアジノン)	○・一パーセント未満
二百二十六	テトラナトリウム=三・三'ー[(三・三'ージメトキシー四・四'ービフェニリレン)ビス(アゾ)]ビス[五ーアミノー四ーヒドロキシーニ・七ーナフタレンジスルホナート](別名CIダイレクトブルー十五)	○・一 パーセント未 満
二百二十七	二・四・六ートリクロロフェノール	○・一パーセント未満
二百二十八	N-ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩	○・一パーセント未満
二百二十九	ヒドロキノン	〇・一パーセント未満
二百三十	N - (ホスホノメチル) - グリシン(別名 グリホサート)	○・一パーセント未満
二百三十一	メタクリル酸二・三-エポキシプロピル	○・一パーセント未満
二百三十二	硫酸ジイソプロピル	○・一パーセント未満

御質問、問合せは、技術グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。